

議案第 7 4 号

小松島市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例について

小松島市住宅新築資金等貸付条例(昭和 5 0 年小松島市条例第 3 7 号)
を別紙のように廃止する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

小松島市住宅新築資金等貸付条例（昭和50年小松島市条例第37号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の小松島市住宅新築資金等貸付条例（以下「旧条例」という。）の規定により貸付けを受けた住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金の償還を完了していない者については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。